

食品衛生法等の表示制度の消費者庁への移管について[厚生労働省関係]

(平成20年6月13日消費者行政推進会議取りまとめに基づき作成)

第1 食品衛生法関係

1. 表示基準の企画立案、執行

- 表示基準の企画立案、執行を、消費者庁に移管。

2. 両省庁間の協議、要請

- 消費者庁は、表示基準の策定・改正に当たり、厚生労働省に協議する。
- 厚生労働省は、消費者庁に対し、表示基準の策定・改正の要請を行うことができる。

3. 表示基準違反に対する処分

- 消費者庁は、表示基準違反食品等に対する処分（営業許可の取消等）を所管し、これらに係る都道府県知事等の権限は現行どおりとする。

4. 安全基準の協議

- 厚生労働省は、食品の規格基準等の策定・改正に当たり、消費者庁に協議する。

第2 健康増進法関係

1. 表示基準の企画立案、執行

- 表示基準（特別用途表示及び栄養表示基準）の企画立案、執行を、消費者庁に移管。

2. 消費者庁の協議

- 消費者庁は、表示基準の策定・改正に当たり、厚生労働省に協議する。

3. 特別用途表示制度

- 特別用途表示（特定保健用食品を含む。）の審査・許可は、消費者庁が所管する。

4. 監視指導

- 消費者庁は、特別用途表示、栄養表示基準等に係る監視指導などの執行を所管する。その上で、地方厚生局長に権限の一部を委任する。
- 監視指導に係る都道府県知事等の権限は、現行どおりとする。

5. 国立健康・栄養研究所等

- 消費者庁は、特別用途表示の許可及び収去を行った食品について、（独）国立健康・栄養研究所等に試験を行わせる。